

亀岡市ソフトボール協会内規

令和6(2024)年2月改定

- 1 本協会のルールは(公財)日本ソフトボール協会オフィシャルルールによる。一部ローカルルールを採用。
- 2 総会で説明及び決定された事項は、チーム代表者はチーム全員に必ず周知徹底させること。
- 3 代表者、又は監督が、亀岡市及び、口丹波に居住又は勤務することを条件とし、選手は社会人、学生(高校生以上)の男性及び女性で編成されたチームとする。
- 4 男女混成チームは認めない。
- 5 当協会の登録は、登録用紙に記入押印の上、新年度総会にて提出し、定められた登録料を納める。
府協会および(公財)日本ソフトボール協会への登録は、(公財)日本ソフトボール協会チーム登録規定に準ずる。
- 6 本規定は、市長杯リーグ戦におけるクラス別選手登録の制限について定める。
1度登録した選手はその年度内において変更できない。
- 7 追加登録は、大会毎の抽選会までに、所定の用紙にて登録すること、それ以外は認められない。
ただし、市長杯リーグ戦の追加登録は試合当日の打順表提出までに、所定の登録用紙にて本部に申請し、追加登録ができるものとする。(登録用紙は本部席にて準備する)
- 8 選手の集合時間は1時間前とし、打順表の提出は試合時間予定時刻30分前、または当該試合の前の試合4回終了までに所定の用紙に必要事項を記入し、本部席に提出すること。
- 9 試合開始時に整列した選手のみ当該試合に出場可とする。オーダー表に記載されていても整列できない選手はその試合には出場できない。
- 10 試合中の審判員、相手チームへの暴言等、マナーの著しく悪いチームについては除名もある。
- 11 ベンチ入りは、監督、コーチ、スコアラー、マネージャー(何れも異性も可)と選手とする。
- 12 試合時間は各種大会要項の定めるところによるものとする。
- 13 ベンチ内では禁煙とする。
- 14 チーム審判員は、登録選手または公認審判員の有資格者が責任をもって実行する。また、グラウンドの準備および片付けは担当チームから1名以上手配する。
- 15 天候不順の場合、試合の有無は大会当日の朝指定の時間に決定をする。
(代表者または代理者は指定の時間にグラウンドに集合のこと)
- 16 抽選会は役員立会いの下で行うこと。
- 17 ユニフォームはチーム内同じでなければならない。ユニフォームナンバー(以下、UN)は必ず着けること。
但し、監督30番、コーチ31、32番、キャプテン10番とし、選手は1~99番とする。
(但し、新規加盟登録のチームにはユニフォームを揃える期間に1年間の猶予を見ることにする。)
- 18 UNのなき選手は試合には出場できない。
- 19 市長杯リーグ戦の参加費は定められた参加料とする。
(イ)新年度登録時に一括払い。
(ロ)新年度登録時と市長杯リーグ戦の初戦時に各半額を分割で払う。
上記(イ)(ロ)いずれかの方法とする。
- 20 シーズン途中で協会へ加盟の希望するチームが発生した場合の扱いについて
(イ)市長杯リーグ戦は、年度途中の追加参加はできない。
(ロ)内外杯、平和祭は参加できる。

21 シーズン途中で参加継続不可能のチームが発生した場合の扱いについて

(イ) 亀岡市協会登録費、市長杯リーグ戦参加費とも返金は出来ない。又、年間分を回収する。

22 手間借り制度について

手間借り制度とは、市長杯リーグ戦において自チームの選手が試合可能な9名に満たない場合にのみ、対戦相手を除くチームから選手を借りその試合の先発選手として試合終了までプレーすることを意味する。

手間借り制度適用の条件

(イ) 手間借り選手は最大2名までとする。

(ロ) 手間借り選手のユニフォームは自チームのユニフォームでなくてもよいが、UN が必ずあること。

(ハ) 手間借り選手の守備位置は投手を除くが、打順は問わない。

(ニ) 手間借り選手は、打順表に先発選手として記載し必ず UN を○で囲むこと。

また、手間借り選手の UN は自チームの選手と同じとなってもよい。

(ホ) 手間借り制度を適用した試合で、選手が負傷退場し試合が続行不可能となった場合は棄権とする。

23 市長杯リーグ戦においての試合時間、同点引き分け、棄権、得失点について

(イ) 試合時間は各クラス共に 80 分とし、80 分を越えて新しいイニングに入らない。

(ロ) コールドゲームは当該年度JSAオフィシャルルールに準ずる。ただし、降雨コールドは50分とする。

(ハ) 試合終了時同点のとき引き分けとし、抽選はしない。

(ニ) 成績は勝ち点制を採用し下記の通りとする。

(ホ) 「不戦勝ち」「不戦負け」における得点成績は不戦勝ち＝7点、不戦負け＝0点とする。

(ヘ) 「不成立(両者不戦)」における、得点成績は全て0点とする。

結果	勝ち点	
	通常	手間借り制度を適用した場合
実戦勝ち	+5	+3
不戦勝ち	+3	+3
引き分け	+2	0
実戦負け	0	0
不戦負け	-3	-3
不成立(両者不戦)	-3	-3

24 市長杯リーグ戦途中、府の主催する大会等へ参加するチームの扱いについて

(イ) 当協会の認める府大会とその上の大会へ出場するチームが市長杯リーグ戦日程と重なることが判明した時は公務扱いとしその試合は棄権扱いとはしない。

(ロ) その場合協会は速やかに相手チームにも連絡を取り、延期の処置を行う。

25 市長杯リーグ戦日程と内容

(イ) 新年度総会にて別途組み合わせ抽選し発表する。

(ロ) 全クラス総当たり戦。年間最大 12 試合とする。

(ハ) 事業計画で予定した予備日(全ての大会対象)は、市長杯リーグ戦の予備日とし、雨天順延等の対象とする。従って、公務扱いを除く理由により参加できない場合は、棄権扱いとする。

(ニ) 事業計画で予定していなかった日取りで、雨天順延等の試合を行う場合は、対象チームの確認を取り、実施する。

26 投球距離について

シニアの投手距離を市長杯リーグ戦で適用することができる。

投手板は一般男子のみ使用し、投球距離の異なる種別では白線とする。

適用方法

チームによる申告があり、対戦チーム監督・当該審判員が認めたとき。

27 審判員の要請

各チーム最低 1 名以上の公認審判員を置き、協会運営に協力すること。

附則

(イ)特別大会は登録チーム以外でも参加を認める。

(ロ)各種府下大会・全国大会予選会等の出場権について

府民総体 前年度市長杯リーグ戦1位チームが出場権を得る。

ただし、市長杯リーグ戦で決しない場合は、他大会を選考大会とする場合がある。

選手補強は監督に一任

競技種別・生涯種別の各大会の出場権は市長杯リーグ戦1位に選択権を与える。

出場しない場合は、2位3位と順に選択権を移行。

尚、競技種別と生涯種別は異なるチームとする。

京都府一般男子理事長杯争奪大会は亀岡市ソフトボール協会が推薦するチームに出場権を与える。別枠がある場合には常務理事会及びチーム代表者と調整の上、決定をする。

(ハ)本規則は平成元年4月1日を以て施行、

平成 5年 3月、平成11年12月、平成14年 2月、平成15年 2月、平成16年 2月、平成19年 2月、
平成20年 2月、平成23年12月、平成24年 1月、平成25年 1月、平成26年 1月、平成27年12月、
平成28年 2月、平成31年 2月、令和 2年 2月、令和 4年 2月、令和 6年 2月

に一部改定する。